

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(11 月 20 日)
(第 27 号)

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 27 号

○令和 2 年 11 月 20 日（金曜日）

議事日程（第 27 号）

令和 2 年 11 月 20 日（金） 午前 10 時開議

- 第 1 議席変更の件
- 第 2 永年在職議員表彰の件
- 第 3 認定第 5 号から認定第 17 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 4 議案第 145 号から議案第 185 号まで
〔提案説明〕
- 第 5 議提議案第 3 号
〔採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議席変更の件
- 日程第 2 永年在職議員表彰の件
- 日程第 3 認定第 5 号から認定第 17 号まで
- 日程第 4 議案第 145 号から議案第 185 号まで
- 日程第 5 議提議案第 3 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50 名

1 番 川 口 円

2	番	喜	田	健	児
3	番	中	瀬	信	之
4	番	平	畑		武
5	番	石	垣	智	矢
6	番	小	林	貴	虎
7	番	山	本	佐	知子
8	番	山	崎		博
9	番	中	瀬	古	初
10	番	廣			耕太郎
11	番	下	野	幸	助
12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	野	村	保	夫
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人

30	番	服部	富男
31	番	村林	聡
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	今井	智広
37	番	北川	裕之
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅	真子
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	西塔	裕行
書記(企画法務課長)	枅屋	武

書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主幹)	林 良 充
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋

教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長 警 察 本 部 長	川 端 郁 子 岡 素 彦
代表監査委員 監査委員事務局長	山 口 和 夫 坂 三 雅 人
人事委員会委員 人事委員会事務局長	戸 神 範 雄 山 川 晴 久
選挙管理委員会委員	富 永 健
労働委員会事務局長	中 井 宏 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

議 席 変 更 の 件

○議長（日沖正信） 日程第1、議席変更の件を議題といたします。

議員の辞職に伴い、会議規則第2条第3項の規定により、議席を変更したいと存じます。

お諮りいたします。本日より、ただいま御着席のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

諸 報 告

○議長（日沖正信） この際、報告いたします。

去る10月30日、医療保健子ども福祉病院常任委員会において、欠員となっておりました同委員長に奥野英介議員を互選した旨の報告がありました。

（拍手）

次に、付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第145号から議案第185号まで、報告第25号から報告第28号まで並びに議提議案第3号は、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、定期監査結果報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、人事委員会委員長から、職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びに、これまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

認定番号	件 名
5	令和元年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	令和元年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算

7	令和元年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター 資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
9	令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 事業特別会計歳入歳出決算
10	令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特 別会計歳入歳出決算
11	令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳 入歳出決算
12	令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決 算
13	令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算
14	令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳 入歳出決算
15	令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別 会計歳入歳出決算
16	令和元年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
17	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年11月13日

三重県議会議長 日沖 正信 様

予算決算常任委員長 杉本 熊野

提出議案件名

議案第145号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第8号）

議案第146号 令和2年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）

- 議案第147号 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第148号 令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第149号 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第150号 令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第151号 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第152号 令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第153号 令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第154号 令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第155号 令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第156号 令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第157号 令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第158号 令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
- 議案第159号 令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第160号 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第161号 三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例案
- 議案第162号 三重県感染症対策条例案
- 議案第163号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第164号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第165号 三重県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例案

- 議案第166号 三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案
- 議案第167号 三重県宮松阪野球場条例の一部を改正する条例案
- 議案第168号 当せん金付証券の発売について
- 議案第169号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第170号 工事請負契約について（桑名市源十郎新田事案後期対策工事）
- 議案第171号 工事請負契約について（主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋（仮称））道路改良（橋梁上部工）工事）
- 議案第172号 工事請負契約の変更について（四日市市大矢知・平津事案支障除去対策（染み出し抑止工ほか）工事）
- 議案第173号 工事協定締結の変更について（一般国道42号道路改築事業に伴う参宮線松下・池の浦シーサイド間25k m304m付近で交差する池の浦こ線橋改築工事）
- 議案第174号 公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標について
- 議案第175号 みえこどもの城の指定管理者の指定について
- 議案第176号 三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第177号 三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第178号 三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第179号 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について
- 議案第180号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第181号 三重県民の森の指定管理者の指定について
- 議案第182号 三重県上野森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第183号 三重県宮サンアリーナの指定管理者の指定について
- 議案第184号 三重県立志摩病院の指定管理者の指定について
- 議案第185号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
- 議提議案第3号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案
右提出する。

令和2年11月13日

提出者 議会運営委員長
森野真治

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十四条（略） （出席の特例） <u>第十四条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ</u>	第十四条（略）

<p><u>る方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p>	
<p><u>2 委員が前項に規定する方法により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p>	
<p><u>3 第一項に規定する方法により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止が必要な場合等、委員会への参集が困難な場合において、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による出席の特例の規定を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

永 年 在 職 議 員 の 表 彰

○議長（日沖正信） 日程第2、永年在職議員表彰の件を議題といたします。

お諮りいたします。三重県議会議員として在職25年以上にわたり、常に県政のために尽力されている中村進一議員、三谷哲央議員及び舟橋裕幸議員に対し、議会の決議をもってその功労を表彰いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、中村進一議員、三谷哲央議員及び舟橋裕幸議員を本県議会の決議をもって表彰することに決定いたしました。

なお、表彰文につきましては議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、表彰文につきましては議長一任と決定いたしました。

表 彰 状 の 贈 呈

○議長（日沖正信） それでは、ただいまから表彰状の贈呈を行います。

〔41番 中村進一議員登壇、日沖正信議長より下記表彰状の贈呈を受けた一拍手起こる〕

表 彰 状
三重県議会議員 中 村 進 一 様
あなたは本県議会議員としてその職にあること25年以上におよび常に県政のために力を尽くされました
よって県議会はあなたの永年の功労に対し特に決議をもって表彰します
令和2年11月20日
三 重 県 議 会

〔40番 三谷哲央議員登壇、日沖正信議長より下記表彰状の贈呈を受けた一拍手起こる〕

表 彰 状

三重県議会議員 三 谷 哲 央 様

あなたは本県議会議員としてその職にあること25年以上におよび常に県政のために力を尽くされました

よって県議会はあなたの永年の功労に対し特に決議をもって表彰します

令和2年11月20日

三 重 県 議 会

[39番 舟橋裕幸議員登壇、日沖正信議長より下記表彰状の贈呈を受けた—拍手起こる]

表 彰 状

三重県議会議員 舟 橋 裕 幸 様

あなたは本県議会議員としてその職にあること25年以上におよび常に県政のために力を尽くされました

よって県議会はあなたの永年の功労に対し特に決議をもって表彰します

令和2年11月20日

三 重 県 議 会

○議長（日沖正信） 以上で、表彰状の贈呈を終わります。

休 憩

○議長（日沖正信） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

知 事 表 彰

○事務局長（湯浅真子） ただいまから知事表彰が行われます。

〔中村進一議員登壇、鈴木英敬知事より下記表彰状の伝達を受けた—
拍手起こる〕

表 彰 状
中 村 進 一 様
あなたは25年の永きにわたり本県議会議員の要職にあつて県政の伸 展に貢献された功労はまことに顕著であります
よつてその功労に対し表彰します
令和2年11月20日
三重県知事 鈴木英敬

〔三谷哲央議員登壇、鈴木英敬知事より下記表彰状の伝達を受けた—
拍手起こる〕

表 彰 状
三 谷 哲 央 様
あなたは25年の永きにわたり本県議会議員の要職にあつて県政の伸 展に貢献された功労はまことに顕著であります
よつてその功労に対し表彰します
令和2年11月20日
三重県知事 鈴木英敬

〔舟橋裕幸議員登壇、鈴木英敬知事より下記表彰状の伝達を受けた—
拍手起こる〕

表 彰 状

舟 橋 裕 幸 様

あなたは25年の永きにわたり本県議会議員の要職にあって県政の伸
展に貢献された功労はまことに顕著であります

よってその功労に対し表彰します

令和2年11月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

○事務局長（湯浅真子） これをもちまして、知事表彰を終了します。

表 彰 状 伝 達 式

○事務局長（湯浅真子） 引き続き、全国都道府県議会議長会から自治功労者
として表彰を受けられました議員に対する表彰状の伝達式を行います。

被 表 彰 者 氏 名

中 村 進 一（在職25年以上、自治功労者）

三 谷 哲 央（在職25年以上、自治功労者）

舟 橋 裕 幸（在職25年以上、自治功労者）

〔代表 中村進一議員登壇、日沖正信議長より下記表彰状の伝達を受
けた一拍手起こる〕

表 彰 状

中 村 進 一 殿

あなたは三重県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展
に努力された功績はまことに顕著であります

よってここにその功労をたたえ表彰します

令和2年10月28日

全国都道府県議会議長会

被 表 彰 者 氏 名

稲 垣 昭 義 (在職15年以上、自治功労者)

[稲垣昭義議員登壇、日沖正信議長より下記表彰状の伝達を受けた一
拍手起こる]

表 彰 状

稲 垣 昭 義 殿

あなたは三重県議会議員として在職15年以上に及び地方自治の発展
に努力された功績はまことに顕著であります

よってここにその功労をたたえ表彰します

令和2年10月28日

全国都道府県議会議長会

○事務局長（湯浅真子） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。

午前10時18分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村進一議員より発言を求められておりますので、これを許します。41番
中村進一議員。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） 被表彰者を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。

ただいま私ども3名が、議員の皆様の総意によりまして、本議会の決議を
もって永年在職議員として表彰を受け、また、知事からも表彰を受けました
ことは、誠に身に余る光栄であります。改めまして、県民の皆様、執行部の
皆様、県議会の同僚の皆様へ感謝を申し上げます。本当にありがとうございます

ました。

振り返りますと、私ども3名が初当選したときは、阪神・淡路大震災発生の年であり、北川知事の改革路線が始まった年でもありました。その後、芦浜原発の白紙撤回、東日本大震災の支援、そしてまた、東紀州のあの豪雨災害対策、復興、そして県立病院改革、伊勢志摩サミットの成功、そして今、新型コロナウイルス感染症との闘いの渦中にあります。まさに激動の25年であったと思います。

これからも、来年の三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめ、様々な県政課題が次々としてまいります。決意を新たに、県民の幸せに寄与できますよう、議会改革、政策提言にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いし、御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 日程第3、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。杉本熊野予算決算常任委員長。

〔杉本熊野予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第5号令和元年度三重県一般会計歳入歳出決算ほか、12件の決算につきましては、去る10月19日及び28日に本委員会を、また、10月29日及び30日には各分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、11月13日の本委員会において、認定第6号、認定第7号及び認定第9号から認定第17号までの11件は、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第5号及び認定第8号の2件については、いずれも賛成多数をもつ

て原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において、議論されました主な事項について申し述べます。

令和元年度一般会計の歳入決算額は、前年度から5億9952万円、0.1%増の7330億3704万円、また、歳出決算額は、前年度から54億510万円、0.8%減の7102億5151万円となっており、平成28年度以降は減少傾向となっています。

令和元年度決算における一般会計の実質収支は、89億7079万円の黒字であり、実質単年度収支は、12億9038万円の黒字で、2年連続の黒字となっています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から0.7ポイント増の95.8%となり、依然として高い水準で推移しています。

また、健全化判断比率のうち、実質的な元利償還費の水準を示す指標である実質公債費比率は、前年度から0.8ポイント減の13.4%であり、将来見込まれる財政負担の割合を示す指標である将来負担比率は、前年度から1.5ポイント減の184.7%となっており、いずれも早期健全化基準で示された基準値を下回っていますが、将来にわたって予断を許さない状況が続いています。

三重県財政の健全化に向けた集中取組により、財政状況の改善が見られたものの、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入等の減収や社会保障関係経費の増加などが見込まれることから、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、10月28日の総括質疑において、債権残高の状況や財政健全化の取組などのほか、防災・減災対策、外郭団体の見直し、少子化対策推進事業、第2次緊急輸送道路の整備状況と今後の方針等について議論がありました。

県当局におかれては、引き続き県税収入の確保や多様な財源確保対策の実施などにより、歳入確保に努めるとともに、歳出面でも事業の選択と集中をさらに進め、新たな県民ニーズに対応しつつ、持続可能な財政運営基盤の確立に向けて、効率的かつ的確な財政運営に取り組まれるよう要望いたします。

次に、当初予算編成に向けての基本的な考え方について、特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

令和3年度当初予算編成に関しては、10月22日及び23日の本委員会、10月29日及び30日の各分科会において、当初予算編成に向けての基本的な考え方についての詳細な調査を行い、11月13日の本委員会では、不登校児童・生徒への支援について、教育警察分科会委員長から報告がありました。

県当局におかれましては、本委員会や各分科会での議論・意見を踏まえた上で、令和3年度当初予算を編成されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇]

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

認定第5号令和元年度三重県一般会計歳入歳出決算並びに認定第8号令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に同意できないという立場で、反対の討論をいたします。

もちろん、多くの尊い仕事、応援したい仕事をしていただいていることは十分理解した上で、問題となる幾つかを述べたいと思います。

認定第5号、一般会計決算については、これまで地域医療構想、病床機能の精査・変換や病床削減などを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対応の中で、見直しを余儀なくされております。これまでの進め方に問題があったと言わざるを得ません。

また、昨年は、集中豪雨、台風による被害が県内でも発生し、災害救助法や被災者生活再建支援法に漏れる被災者が出ていました。見舞金の支援もな

いことも残念でなりません。

学力向上の取組では、全国学力・学習状況調査対策とも言えるみえスタディ・チェックの取組はやめるべきです。毎年、悉皆調査をやることが、現場の教師の自主的で豊かな教育実践を応援することで、子どもたちの育ちと学力を伸ばし、人間的なつながりの中で自己肯定感を養うことこそが重要です。

みえ少人数学級での25人条件については、その数値設定の根拠も不十分なまま続けています。

また、教育委員会の在り方については残念なことがありました。3月2日から県立学校が一斉休校となり、ほとんどの小・中学校でもそれに倣いました。教育委員会会議を開くこともなく決定され、市町に通知されたことは大問題です。

内閣総理大臣による突然の一斉休校要請がありました。初めてのことで、慌てふためいたことと思います。本来、学校を休業するかどうかというのを決める事務は、自治事務です。学校保健安全法第20条で、休業の決定を行うのは学校管理者です。それぞれ県、市町村です。

ですから、文部科学省より2月18日に出された事務連絡では、それぞれの学校長と教育委員会が情報共有して、必要な出席停止や臨時休業を判断せよとされていました。

ところが、文部科学大臣も知らないまま、都道府県も文部科学省も飛び越えて、政府対策本部会議の最後に、前安倍首相が一斉休校を求めることを発言したのが発端です。後日、専門家会議もこれを了承したという議事録を作ろうとしたら、拒否されたものです。

2月27日、当時の廣田教育長をはじめ、皆さんが大変だったことと思います。文部科学省からの文部科学事務次官通知は2月28日でしたが、金曜日で、生徒がいる間に伝達しなければということで、急な対応でした。法的意味を持たないインフォーマルな発言から始まったものを、通知で、一応枠の中に戻したのですが、法の支配に反するものでした。

内閣総理大臣の職務は憲法が定めるところ、内閣を代表してとなっております。一斉休校の発言は、閣議にかけられたものではありませんでした。

また、2月28日の文部科学事務次官の通知は、休業の要請はしているものの、どの期間を休みにするか、どのようなやり方で休みにするかは、それぞれ管理者で考えてもらえばいいと言っています。

ですから、島根県ではそこに注目し、感染の実情で判断し、市町村に対しても、市町村が管理者だから、法律に基づいて、自分のところの実情を見て判断してくださいと、完全に自治事務の仕組みを尊重し、地方自治体としての矜持を示しています。ほかにもそのような事例はありました。

現場の状況を十分に把握するとともに、教育委員会会議を緊急、臨時に開き、委員の皆さんの意見も聴く中で方針を決めることが必要だったとの思いです。教育委員の活動のための報酬や旅費が637万円となっています。その活動を十分に応援したい、闊達な意見をいただき、風通しのいい教育論を論議して、教育行政に生かしていただきたく思います。

さらに、人権意識調査の495万円については、部落差別についての設問の突出が気になります。2002年の地域改善対策事業の終了で、同和地区はなくなったものであるはずですが、旧態依然として同和地区が存在していることを前提にしたような調査を行うことは、新たな差別を生むことのないようにという部落差別解消法の参議院附帯決議にも反することです。意識調査の分析においても問題ありとします。

また、リニア中央新幹線関係経費614万円については、現在、問題を多くはらみながら進行中の東京一名古屋間に加え、大阪までの1日も早い全線開業、県内中間駅設置のため、他県と協調した取組や県民への啓発活動がなされてきました。

膨大な国費の投入、環境の問題、発生採掘土砂の有害性や行方の問題に加え、東京外郭環状道路での道路面崩落から見え大深度掘削への不安など、計り知れません。

2014年、環境影響評価の環境大臣意見は、このことについて、影響を最大

限回避、低減してもなお相当な環境負荷が生じるとあり、先日の衆議院環境委員会では、現小泉環境大臣もそれを踏襲されているということです。

東京一名古屋間、2027年の開業ありきで工事を強行しようとしています、静岡県本体工事は県が許可しないので本体工事に入れませんが、本体工事以外の準備工事がされておりますが、相次ぐ土砂崩れによって、復旧工事ばかりで進まない状況です。9兆円と言われる工事費も膨らむばかりでしょう。

駅新設工事をめぐる談合事件で、公正取引委員会が独占禁止法違反を認定し、大手ゼネコン4社に排除措置命令を出す方針を固めたようです。夢の超特急は、決して夢夢しいものではありません。

認定第8号、国民健康保険事業に県が乗り出すようになって、2年目の昨年度決算です。構造的な問題で、国民健康保険料が高過ぎるということは、共通した認識になっています。全国知事会からも、1兆円の公費投入で、協会けんぽ並みの国民健康保険料にとの国への要望が出されているわけで、本来であれば国がそれを負うべきですが、社会保障なので、高過ぎる国民健康保険料を払える国民健康保険料になるために何がしか手打つべきです。

県が元締になってから、市町における法定外繰入れがぐっと減り、値上げをするとところが増えてきました。昨年度、7市町で国民健康保険料の値上げがありました。国民健康保険料設定は市町のするところですが、県が求める納付金額を基にするので、その責任は重大です。国民健康保険料が払えない、国民健康保険料はやっと払ったけど、窓口の自己負担金が怖くて医者にかかれぬ、滞納で仕事の入出金の口座が差し押さえられて支払いができない、派遣切りされ無保険状態だ、と昨年も相談が寄せられています。

収納率がアップしてきたと評価もされておりますが、収納率を強化する取組が強められているその陰に、滞納整理に力を入れた結果、取立てが強化されているという現実があります。国の指導もそうになっています。ほかの医療保険制度との公平さからも、命と健康を守るために、県として放置してはなりません。

以上のことをもちまして、認定議案の二つに反対いたします。賛同をお願い

いたします。

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、認定第6号、認定第7号及び認定第9号から認定第17号までの11件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第5号及び認定第8号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

議 案 の 上 程

○議長（日沖正信） 日程第4、議案第145号から議案第185号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） それでは、令和2年定例会11月定例会月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

昨年5月1日、新しい令和の時代が始まり、11月には、天皇皇后両陛下が御即位後、初めて本県に行幸啓されました。県内外の皆様の熱烈な歓迎と祝福に満ちあふれる中、この三重の地で歴史的な儀式が行われました。

こうした皇位継承に伴う一連の儀式において最後を飾る立皇嗣の礼が、11月8日、皇居にて挙行されました。

立皇嗣の礼の儀式の一つである立皇嗣宣明の儀において、文仁親王殿下が皇嗣となられたことを天皇陛下が公に宣明し、三権の長をはじめとした参列者がことほぎました。

この儀式は、当初、本年4月に行われる予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、延期されていたところであり、このたび、つつがなく挙行されたことを大変喜ばしく思っております。

立皇嗣の礼の後に行われる神宮御参拝の行事日程が決まることを心待ちにしており、御来県される際には関係者と緊密に連携し、万全の体制でお迎えしたいと思っております。

国内で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生してから10か月が経過しました。この間、県内の感染者数は累計で600人を超え、また、この感染症に関連してお亡くなりになった方は7名となっています。改めて哀悼の意を表するとともに、感染された皆様には心からお見舞い申し上げます。

県内では、10月15日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請を解除した後、感染状況は落ち着いていました。しかしながら、その後は、クラスターの発生も含め、家庭内感染を中心に連日感染者が発生している状況です。

全国的には、11月以降、感染者が急増し、1日当たりの最多感染者数を度々更新するなど感染が拡大し、クラスターも増加、多様化していることから、予断を許さない状況にあります。

このことから、昨日11月19日、最大限の警戒感を持って感染防止対策を徹底し、感染拡大の芽を早期に摘み取っていくため、大人数や長時間に及ぶ飲食など感染リスクが高まる五つの場面や全国的にクラスターの発生が見られる施設における感染防止対策の徹底について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行いました。

また、これまで、感染拡大の予兆を察知するため、新規感染事例数や新規感染者数、入院患者数等を指標としてモニタリングしてきたところですが、県内の感染傾向や状況の変化を踏まえ、的確に感染拡大の傾向を捉えて適時に対策が取れるよう、感染経路不明率や新規感染者増加割合などを指標とするなど、モニタリング指標の見直しを行っています。

今後も引き続き、警戒を緩めることなく、必要な対策を進めてまいります。

冬期に入り、感染拡大の波が繰り返されるおそれがあり、インフルエンザ流行期における診療・検査体制について、医師会等の関係団体とも連携しながら議論を進め、発熱患者等の診療・検査を行う451の医療機関を診療・検査医療機関として指定し、発熱患者等が地域において広く診療・検査を受けることのできる体制を整備したところです。

また、検査能力については、保健環境研究所や11か所の地域外来・検査センターに加えて、大学や医療機関、民間検査機関において、1日当たり最大6600件まで増強を図ります。

さらに、今定例会会議には、三重県感染症対策条例（案）を提出しており、この条例案では、新型コロナウイルス感染症を教訓として、本県の感染症の発生の予防とその蔓延の防止だけでなく、県民の皆様が安心して暮らしていただける社会の実現を目指し、感染症に関する差別や誹謗中傷を禁止する規定も盛り込んでいます。

この8月に、私がメンバーとなった国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループにおいて、感染症に係る偏見・差別事例の全国の実態を調査したところ、感染者やその家族、医療従事者等が誹謗中傷を受け、サービスの利用を拒否されたり、感染

者の方が雇い止めを受け、退職を余儀なくされたりするなど、実害が生じた事例も多く確認されました。また、感染の事実がない方であっても、不当な扱いを受けた事例も散見され、誰もが当事者となり得ることを強く認識いたしました。

このような実態を踏まえ、県としては、偏見・差別の解消に向けた総合的な対策に取り組むことが必要と考えています。

啓発などで人権意識を醸成し、教育で差別や偏見を許さない心を育むとともに、ネット上の不適切な書き込み対策や相談体制の強化により、被害者に寄り添った支援を行うなど、関係機関と連携しながら、部局横断的な取組を進めてまいります。

10月上旬、日本に接近した台風第14号の影響で、紀宝町において山腹の崩落が発生しました。私も速やかに現場に赴き、被害状況を確認し、住民の皆様の安全を最優先に確保するとともに、復旧に向けて早急に対応するよう指示をいたしました。幅約140メートル、長さ約200メートルにわたる大規模な地すべりであり、依然として崩落の可能性がある箇所も残っていたことから、15日に、林道入り口に大型土のうを設置するなど、応急措置を講じました。

また、20日に地盤伸縮計を設置し、翌日には、周辺住民の避難対策のために、その計測結果をインターネット経由で1時間おきに、住民を含め、関係者が共有できるように対応いたしました。

今後、土砂崩落部において、12月上旬までに下方に土砂止めを設置し、加えて、来年夏までに迂回路として利用される農道の拡幅等、必要な措置を行うなど、専門家の意見も参考としながら、紀宝町など関係機関と連携して、スピード感を持って進めてまいります。

11月15日、三重県総合防災訓練を伊勢市、玉城町、度会町内において開催し、30団体、約850人の参加がありました。

この訓練は、地域の実情に応じた内容で、関係機関や地域住民が参加し、毎年実施しているもので、今回は、新型コロナウイルス感染症が発生している状況で南海トラフ地震が起きることを想定し、伊勢市内において、津波避

難タワー等への避難やヘリコプターによる救助・搬送、ドローンによる被害状況調査を行い、3市町においては、避難所の運営や物資の輸送などの訓練を行いました。

このような取組を通じて、関係機関との連携活動の強化を図るとともに、県の災害対応力と県民の皆様一人ひとりの防災意識を高めていきます。

防災・減災、国土強靱化については、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策終了後も、対策が必要な箇所が多数残っています。また、三重県議会をはじめ県内全29市町議会で、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書が議決されています。

このため、令和3年度予算の確保に向けた国への要望活動においても、加藤官房長官、小此木国土強靱化担当大臣に、事業期間を5年とした新たな緊急対策の策定と内容の充実、必要かつ十分な予算、特に当初予算の確保及び緊急防災・減災事業の延長などを要望しました。

また、11月12日に、私も理事として出席した全国治水事業促進全国大会において、赤羽国土交通大臣に御出席いただき、気候変動を踏まえた治水事業の強力な推進、3か年緊急対策後の必要・十分な予算の確保と流域治水対策の推進について要望しており、大臣から、3か年緊急対策後も切れ目なく防災・減災対策を計画的に進められるよう、必要・十分な予算の確保に努めるとの言葉をいただき、心強く感じています。

さらに、災害だけでなく、新型コロナウイルスの感染拡大を経て、大都市部への過度な一極集中のリスクが認識され、豊かで暮らしやすい地域の形成と多核連携型の国づくりをしていく上で、大都市部と地方部をつなぎ、人の移動や物流を支える高規格幹線道路ネットワークの整備は重要性を増しています。

今年6月、私は、全国高速道路建設協議会の筆頭副会長に就任し、県内関係者はもとより、全国の自治体や関係団体の皆様と連携し、高規格幹線道路ネットワーク整備に向けて全力で取り組んでおり、11月18日には、私から菅総理大臣に、防災・減災、国土強靱化の強力な推進に向けたミッシングリン

クの早期解消や暫定2車線区間の4車線化など、高規格幹線道路ネットワークの早期整備と機能強化の実現を要望しました。

特に、高速道路の料金所のETC専用化等によるキャッシュレス化など、高速道路のデジタルトランスフォーメーションの推進を要望し、大変関心を持って受け止めていただきました。

本県においては、関係府省庁の支援等を活用し、防災・減災、国土強靱化に向けた取組をさらに加速させていきます。

本県では、これまででも、AI技術の活用による児童虐待対応や災害時の避難行動の促進のほか、ウェアラブル端末を用いた生活習慣病対策、空飛ぶクルマによる新しいビジネスの創出など、新たな技術を活用した社会課題解決に取り組んできました。

また、世界経済やイノベーションを支えるエンジンであるデータ、その収集・活用を支えるツールとなるICTを両輪として活用することにより、地域経済の活性化や地域課題の解決を目指すため、10月30日、みえICT・データサイエンス推進協議会を設立しました。

この協議会は、三重県IoT推進ラボを改組したもので、産学官が連携して、ICT導入やデータ活用促進のためのセミナー、企業への専門家の派遣、人材育成などを進めます。

さらに県庁内では、今年度から、デジタルトランスフォーメーションを牽引するスマート人材の育成を進めているところです。

国においては、9月の新内閣発足以降、規制改革やデジタル庁の創設に向けた検討が急ピッチで進んでいます。10月26日には菅総理の所信表明演説があり、各省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進めていくこと、テレワークやワーケーションなど新しい働き方を後押しすること、行政への申請などにおける押印を原則全て廃止することなどが表明されました。

本県においては、県独自の行政手続や内部手続に係る押印は全て廃止する方向で検討・取組を進めているところです。

また、10月1日付で、いち早く内閣の規制改革や行政改革担当の河野大臣

の直轄チームに職員を1名派遣するとともに、行政のデジタル化の推進に向けて、必要な情報収集や国と地方の連携強化を図るため、10月19日から、内閣官房IT総合戦略室にも職員を1名派遣しています。

さらに、国においては10月に、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に、デジタル庁の設置やIT基本法の改正について検討を行うデジタル改革関連法案ワーキンググループを設置し、私も構成員に就任しました。

また、全国知事会に新たに設置されたデジタル社会推進本部の副本部長にも就任し、デジタル社会の実現に向けた検討や国への提言活動などに取り組んでいるところであります。

このように、デジタル社会推進に向けた動きが急速に進む中、今後は、国と地方が一体となって目指すべきデジタル社会像を住民と共に共有し、具体的な取組を進める段階に入ります。

本県として、スピード感を持って取組を進めるため、来年度から、最高デジタル責任者、チーフ・デジタル・オフィサーを置き、実行組織として、三重県版デジタル庁であるデジタル社会推進局（仮称）を設置すべく、今後、組織体制などについての具体的な検討を進めてまいります。

地方創生を推進し、県内外の様々な人から選ばれ、豊かに暮らすことができる活力ある三重をつくるために、引き続き、希望がかなう少子化対策を進めていく必要があります。

本県では、取組の一つとして、職場で共に働く部下の仕事と家庭の両立等を応援するイクボスの普及・啓発を進めてきたところです。今月、NPO法人ファザーリング・ジャパンの主催による第2回イクボス充実度アンケート調査において、本県は、2017年度の第1回調査に続き、都道府県部門で第1位となり、連覇を達成いたしました。

本県において、県庁の男性育児休業・休暇の取得率などが相対的に高く、年間総労働時間も減少していること、みえのイクボス同盟の加盟数が全国一となるなど、企業への普及が進んでいることなどの点が特に評価されたと聞いています。男性の育児参画の大切さを理解し、取組を進めている企業や関

係団体、市町の皆様の御尽力のたまものであり、大変うれしく思います。

イクボスに期待される役割は、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の定着に伴い、テレワークなど多様な働き方に対する支援や男性の育児休業のさらなる取得率向上などを進める中で、さらに広がっていくものと考えられます。

今後も、県庁内での取組を一層進めるとともに、企業や関係団体、市町の皆様とオール三重で一致団結して、男性の育児参画の推進をはじめとする少子化対策の取組を加速してまいります。

11月5日に開催された全国知事会議では、地方創生対策本部長として、国に対する活力ある地方の実現に向けた提言（案）を提案しました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、都道府県だけでも6134億円の不足が見込まれ、多数の知事から、さらなる増額が必要であること、また、雇用情勢が悪化しており、リーマンショック時を上回るような雇用対策が必要であることなどの意見がありました。

このような意見を踏まえた上で、本日開催される政府主催の全国知事会議においては、第3次補正予算における大規模な雇用経済対策の実施と地方創生臨時交付金の増額、さらに、令和3年度当初予算での必要額の確保などについて、菅総理に要望していきます。

地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響が深刻化する中、本県では、昨年12月、国に先駆け、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すこととして、脱炭素宣言ミッションゼロ2050みえを表明しました。

また、10月26日には、菅総理の所信表明演説において、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、脱炭素に向けて国を挙げて取り組んでいくことが新たに示されました。

このような中、脱炭素社会の実現を見据えて温室効果ガス排出削減の取組を進めていくため、三重県の特性に応じた気候変動への適応策を新たに盛り込んだ総合的な計画として、三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の中間

案を取りまとめたところです。本計画においては、2030年度の温室効果ガスの削減目標について、国の26%を上回る30%とすることとしています。

さらに、SDGs 未来都市としてSDGs の考え方も取り入れながら、県民や事業者の皆様が一緒になって脱炭素社会の実現に向けて取り組むためのプラットフォーム、ミッションゼロ2050みえ推進チーム（仮称）を構築し、12月にキックオフ会議を行います。

また、県庁内においても、三重県脱炭素社会推進本部（仮称）を設置し、私が本部長、各部長局長等が本部長となり、県が率先して取り組んでいきたいと考えております。

三重ならではの豊かさを享受することができ、将来にわたり、健康で安全・安心に暮らすことができる環境を守るため、市町とも連携しながら、オール三重で着実に取組を進めてまいります。

東京2020オリンピックの聖火が、11月7日から3月16日まで4か月間にわたり、全国14道府県で展示されています。数少ない展示場所として、また、全国2か所目として本県が選ばれ、11月13日から17日にかけて、桑名市、伊賀市、鳥羽市、津市、尾鷲市で展示され、7800人の方に御覧いただきました。野口みずきさんや吉田沙保里さんたちが大切につないできた希望の光を通して、コロナ禍にあっても多くの県民の皆様が元気を取り戻していただけたのであれば、大変うれしく思います。

今回の展示に続き、来年4月に実施される聖火リレーを通じて、県民の皆様の東京2020大会への期待感を高め、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功へとつなげていきます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の2021年の開催が、開催1年前となる9月25日に確定しました。

東京2020大会の直後の開催となり、世界を相手に戦った選手が、三重県で開催される両大会に参加することも期待されます。東京2020大会の感動を再び三重で感じたい、そうした思いを胸に、全国から多くの皆様へ本県へお越しいただく機会になります。

また、県内のアスリートたちにとっては、コロナ禍の苦しい時期を乗り越え、ひたむきに続けてきた練習の成果を全国に知らしめる活躍の舞台となります。

一方で、両大会を安全・安心に開催するためには、新しい生活様式に基づく十分な感染症対策を講じる必要があります。

このため、特に開・閉会式については、競技会への影響の排除、徹底した感染防止対策、選手や観覧者等の削減による感染リスクの低減に加え、多様な式典演出に対応できる施設で行う必要があることから、これらの条件を満たす三重県総合文化センターで行うこととしました。

また、選手と式典を分離し、安全・安心を確保した上でデジタル技術を活用して、両大会への思いや感動を創出するなど、前例にとらわれない国体史上初となるオンライン式典を実施します。

コロナ禍においても、このような準備をすれば安全・安心に国体・大会を開催できるという新しい両大会の形を三重から示し、スポーツの持つすばらしさや夢と希望、勇気を県民の皆様、全国の皆様届けるという使命感を持ち、オール三重で準備を進めてまいります。

性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）については、10月に中間案を取りまとめ、パブリックコメントを実施したところ、350通を超える御意見をいただきました。現在、最終案の策定を進めています。

一方、パートナーシップ制度については、当事者の安心感や地域の理解につながるため導入すべきとの御意見や慎重な検討が必要であるなど、議会等での御意見も踏まえつつ、改めて導入自治体への聞き取りや県内全市町へ意見照会を実施するなど、県で導入することの是非やその在り方について検討を重ねてまいりました。

そうした中で、県内全域で利用できる統一的な制度となる、各自治体が導入するには時間がかかるなどの理由により、21市町から県での導入が望ましいとの御意見をいただきました。

また、パブリックコメントにおいても、パートナーシップ制度について、中間案では盛り込んでいなかったことを受け、制度導入を望むものが多くありました。さらには、当事者や地域の方々から要望もいただいたところであります。

同性カップルなどの当事者の方々の中には、存在を認められない不安や家族同様の扱いを受けられないなどの課題を抱えている方がいらっしゃいます。

パートナーシップ制度導入自治体への聞き取りでは、当事者の方々から、制度があることで存在を認められたこと自体への喜びの声があることや、導入後に、住民からの苦情や適用に係るトラブルは発生していないと伺っています。

これらのことから、利用できる選択肢として制度を整えることが、現にある不安の解消等、さらには当事者である子どもたちにとって、将来への希望にもつながるものであるとの思いから、私としましては、一人ひとりを大切にし、多様性を認め合うダイバーシティ社会を目指す県として、パートナーシップ制度を導入していきたいと考えております。

今後、条例の最終案と併せて、パートナーシップ制度案について議会等で御説明させていただき、整備に向けて取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は、県内経済にも甚大な影響をもたらしましたが、本県では、リーマンショック時を上回る規模の資金支援をはじめとして、観光業、飲食業など感染症拡大の影響を受けた方々を全力で支援し、切れ目のない経済対策を実施してきました。

県と共に、県内事業者の皆様が懸命に御対応いただいた結果、鉱工業生産指数や在庫指数、県内延べ宿泊者数などが徐々に改善しつつあるとともに、県内の負債額1000万円以上の企業倒産件数は、昨年と比べても増加していないなどの成果が現れています。

また、今年10月に入って、キノコを栽培する大手企業が多気町に大規模な生産拠点を立地することとなり、多気町、県との立地協定を行ったほか、半導体製造の大手企業が来春、四日市市内に新たな製造棟を建設することが決

まりました。

感染症の影響で雇用の喪失や企業の投資抑制が懸念される中、本県への進出は、貴重な雇用の場の創出、地域経済の活性化につながることから、その意義は非常に大きなものであり、大変うれしく思います。

しかしながら、今後、感染症の再拡大や長期化のおそれがあり、雇用情勢の一層の悪化も懸念されることから、引き続き、感染症対策の実施を大前提として、県内経済の再活性化に向けて、さらなる雇用・経済対策に注力する必要があります。

このため、国に対しては、令和3年度予算の確保に向けた要望や全国知事会による要望活動など、あらゆる機会を通じて、令和3年度当初予算の編成を待つことなく、速やかに第3次補正予算を編成するなど、感染症対策、雇用・経済対策を実施するよう要望しています。

県としましても、県民の皆様、県内事業者の皆様への不安感や危機感にしっかりと寄り添いながら、的確に必要な取組を進めてまいります。

県内の秋の行楽シーズンに向けて、本県独自の宿泊割引券、みえ得トラベルクーポンの発行を近隣県から全国へと段階的に拡大しながら実施したところ、合計約7万5000枚が発行当日に配付終了となるなど大変好調であり、県民の皆様や県外の皆様の三重を旅したいという期待感や旅行需要の喚起につながっています。

また、本県独自の宿泊割引事業の実施と国のGo To Travel事業の実施による相乗効果が発揮され、オンライン旅行取引事業者による2019年と2020年の比較において、事業実施前の6月時点では、宿泊予約件数が対前年同月比で約55%と大幅な減少となっていました。10月には、件数が対前年同月比で約132%に増加するとともに、客単価も約128%に転じるなど、事業実施の効果が確実に現れています。

さらに、観光関連事業者からは、観光客が戻ってきた実感がある、9月以降、満室で従業員が足りないほどとの声上がるなど、県内の観光産業は回復基調にあります。

一方で、来年2月以降の宿泊予約が低調であるなど、観光産業が本格的に回復したとは言い難い状況であるため、11月16日に発行したみえ得トラベルクーポンの利用期限を来年2月末までに設定したほか、今後も引き続き、観光産業の再生に向け、必要な対策を講じてまいります。

県内での教育旅行を支援する南部地域体験教育旅行促進事業費補助金や県内教育旅行促進支援事業においては、11月15日時点で、合わせて1233校、約8万1000人分の利用に上っています。

宿泊した子どもたちから旅館には、よい思い出になった、このような状況で受け入れてくれてありがとうなどの喜びや感謝が伝えられており、修学旅行を受け入れた旅館からは、こうした子どもたちの言葉に元気をもらったというお話も伺っています。

さらに、県内で持続可能な観光地づくりによる地域活性化に向けた取組を中長期的に進めていくため、11月16日、株式会社地域経済活性化支援機構、REVICと県内の三つの金融機関、三重県の5者で、三重県における観光による地域活性化に関する連携協定を締結しました。

このような中長期的な視点も持ちながら、本県への誘客や県内周遊の促進に継続的に取り組み、観光消費額のさらなる増加につなげるなど、県内観光の活性化を図ってまいります。

今年は、終戦から75年の節目の年となります。県内では、戦後生まれの人の割合が県人口の8割を占めるようになり、戦争を実体験として次世代に伝えていくことが年々難しくなっています。

このような中、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆様へ、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくことが大変重要と考えており、戦争に行った方などのインタビューの映像記録の貸出しや県総合博物館での平和に関するパネル展に加えて、7月に、県立宇治山田商業高校において、戦争経験者と生徒による平和に関する意見交換会を開催しました。

来週には、今年で建立55周年を迎える沖縄の三重の塔を訪問し、慰霊式に参列します。太平洋戦争中に、沖縄や南方の諸地域等で犠牲になられた本県

出身者約5万3000柱をお祭りする慰霊塔です。御霊の安らかならんことをお祈りするとともに、歴史を風化させることなく未来へつなげ、希望と活力に満ちた時代を築くために力の限り尽くすことを戦没者の御霊と御遺族の前でお誓いいたします。

大戦の傷痕は、75年たった今もなお人々の心に深く残っています。戦争の惨禍を二度と繰り返さないためにも、明日を生きる世代のために平和の尊さや大切さを次世代に語り継いでいくことが今を生きる私たちの使命であり、引き続き取組を進めてまいります。

引き続き、上程されました補正予算16件、条例案7件、その他議案18件、合わせて41件の議案についてその概要を説明いたします。

議案第145号から第160号までの補正予算は、県税や地方交付税などの歳入の増減、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルを踏まえた取組、紀宝町内で発生した災害への対応、三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金への積立てなどについて、それぞれ補正を行うものです。

各会計の補正額は、一般会計で243億7516万8000円を増額、特別会計で33億2336万4000円を増額、企業会計で21億367万3000円を減額するものです。

まず、一般会計について、その概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、県税については、法人事業税、軽油引取税が減収となる見込みなどから68億5000万円、地方譲与税については、37億4500万円をそれぞれ減額しています。

地方消費税清算金については30億8100万円、地方交付税については27億1550万3000円をそれぞれ増額しています。

国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で82億1178万5000円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で41億1062万2000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で5億1504万4000円をそれぞれ増額するなど、合わせて126億3261万5000円を増額しています。

県債については、臨時財政対策債で23億300万円、地方税の徴収猶予制度

に伴う一時的な減収に対応する徴収猶予特例債で16億円、減収補てん債で15億円をそれぞれ増額するなど、合わせて53億7200万円を増額しています。

繰入金については、企業庁電気事業会計に係る資本金の額の減少により生じた資金である57億8436万2000円を増額するなど、45億1856万1000円を増額しています。

歳出のうち、主なものとして、まず、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルを踏まえた取組の概要を説明いたします。

県民の皆様の命を守る医療提供体制を引き続き整備するため、これまでの帰国者・接触者相談センターから受診・相談センターへ名称変更し、発熱患者等が相談する医療機関に迷う場合などについて対応するほか、検査体制の充実や重点医療機関に対する空床確保料の増額等を行うため、61億8758万3000円を増額しています。

認可外保育施設等の感染防止対策を強化するため、国の補助制度を活用して衛生用品の購入等を支援するとともに、感染防止対策により負担が増加している同施設等で働く職員への感謝と応援の気持ちを伝える県独自のみえ支え“愛”セット、非接触型体温計等を配付するため、6471万3000円を増額しています。

感染拡大の影響による厳しい経営環境の克服に向け、景気回復の兆しをいち早く捉え、業績の回復・拡大に取り組む中小企業・小規模企業が先行的に行う設備投資の資金を円滑に調達できるよう、緊急経済会合において融資期間の長期化等の要望があったことを踏まえて、新たな資金として、新型コロナ克服設備等投資支援資金を創設し、それに係る利子補給・保証料補助を行うため、債務負担行為を設定します。

感染症及びその蔓延防止のための措置の影響を受ける中小企業者や農業者、漁業者に対し、令和3年度以降に予算計上を行う利子補給や信用保証料補助に要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金を創設し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、24億4302万6000円を積み立てます。

児童・生徒が、感染症を起因とする差別や偏見、誹謗中傷を許すことなく安心して学校生活を過ごせるよう、児童・生徒、保護者に向けて、感染症の正しい認識と理解を深めるための啓発を行う経費として、411万9000円を計上しています。

休業等を理由に一時的な資金が必要な方に行う個人向け緊急小口資金等の貸付けについて、貸付原資など必要な費用を追加補助するため、40億7789万9000円を増額しています。

感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、放課後児童クラブを午前中から開所したことなどに要した経費を補助するため、1億1296万6000円を増額しています。

次に、その他の補正として、主なものを説明いたします。

本年10月、紀宝町浅里地区の地すべり地で発生した山腹崩壊に対して、のり面工や地すべり防止対策、農道を利用した迂回路の拡幅等を行うため、3億3557万5000円を計上しています。

施設見直しの検討過程において、民間活力導入のポテンシャルが高いことが認められた鈴鹿青少年センター及び鈴鹿青少年の森について、鈴鹿ポイントゲッターズのサッカースタジアムが建設される好機でもあることから、さらに魅力的な施設となるよう民間活力導入に向けた検討を進めるため、296万8000円を計上するとともに、3100万円の債務負担行為を設定しています。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、企業庁電気事業会計の資本金の額の減少により生じた資金とふるさと応援寄附金を両大会の開催費用等に活用するため、三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金に57億8963万7000円を積み立てます。

令和元年度に実施した横断歩道の剥離進行等に関する調査結果に基づき、剥離が著しく進行し、視認性が低下している横断歩道300本について、優先度を考慮して塗り替えを実施するため、1994万6000円を増額しています。

職員の時間外勤務手当等を増額する一方、職員の新陳代謝に伴い、給与費全般を減額するなど、合わせて14億1117万5000円を増額しています。

本県における令和元年度地方消費税収入額の増収に伴い、他の都道府県に対し支払う地方消費税清算金について、51億4044万6000円を増額しています。

また、清算後に本県へ支払われる地方消費税収入見込額の増収に伴い、市町へ支払う地方消費税交付金について、15億7831万7000円を増額しています。

次に、特別会計及び企業会計について説明いたします。

特別会計のうち、主なものとして県債管理特別会計では、利子償還金の減額等により、8億6535万9000円を減額しています。また、国民健康保険事業特別会計では、令和元年度事業費確定に伴う国庫支出金の返還などにより、38億718万円を増額しています。

企業会計では、水道事業会計で10億3877万4000円、工業用水道事業会計で7億8966万4000円、電気事業会計で4345万円、病院事業会計で1億6434万5000円、流域下水道事業会計で6744万円をそれぞれ減額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き、条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第161号は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響を受ける中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金を設置するものです。

議案第162号は、本県における感染症の発生の予防及びその蔓延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図るため、感染症対策に関し必要な事項を定めるものです。

議案第163号は、職員の勤務の実態及び業務の特殊性の変化等に鑑み、特殊勤務手当の額の改定等を行うものです。

議案第164号は、家畜改良増殖法等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

議案第165号及び第166号は、関係法令の一部改正等に伴い、規定を整理するものです。

議案第167号は、三重県営松阪野球場の施設等の利用料金の規定を整備す

るものです。

議案第168号は、宝くじを発売することについて、令和3年度の発売総額など必要な事項を定めるものです。

議案第169号は、県の行う土木関係建設事業の経費に関し、関係市町に負担を求めようとするものです。

議案第170号から第172号までは、工事請負契約の締結または変更を、議案第173号は、工事協定締結の変更をしようとするものです。

議案第174号は、公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めようとするものです。

議案第175号から第184号までは、公の施設の指定管理者を指定しようとするものです。

議案第185号は、公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議をしようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第25号から第27号までは、議会の委任による専決処分をしましたので報告するものです。

報告第28号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

議 提 議 案 審 議

○議長（日沖正信） 日程第5、議提議案第3号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。
議提議案第3号を起立により採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明21日から25日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明21日から25日までは休会とすることに決定いたしました。
11月26日は定刻より議案に関する質疑を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。
午前11時19分散会